

令和5年度環境創造資金融資事業運用方針

福島県生活環境部
環境共生課

1 融資あっせんの条件

- (1) 融資枠 150,000千円
(県預託額：100,000千円 融資倍率：1.5倍)
(預託利率：預託先金融機関所定の普通預金利率)
- (2) 融資利率 年1.3%
- (3) 融資限度 対象施設等整備費の100%以内
個別環境保全資金 30,000千円 共同環境保全資金 60,000千円
工場等移転資金 37,500千円 産業廃棄物処理資金 30,000千円
- (4) 融資期間 7年以内(据置期間1年)
- (5) 取扱金融機関 (株)東邦銀行、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)常陽銀行、各信用金庫(8)、
(株)商工組合中央金庫、各信用組合(4)

2 融資あっせんの方針

- (1) 融資あっせんは、必要性の高いもの及び緊急性のあるものを優先して行うものとする。
- (2) 施設・設備整備に要する資金に加え、土壌汚染対策及び温室効果ガス削減対策を実施する場合の調査資金等を融資の対象とする。
なお、調査等に要する費用、スケジュール、実施効果等を総合的に判断して行うものとする。
また、「温室効果ガス削減対策」においては、代替フロン等温室効果ガスの排出抑制のための設備更新等に要する資金についても対象とする。
- (3) 工場等移転資金については、業務拡張と認められるものは対象としない。
なお、業務拡張の有無については、苦情の状況、工場移転の必要性、移転後の工場・敷地面積の妥当性、移転後の跡地利用等を総合的に判断して行うものとする。
- (4) 工場等移転資金に該当しない場合、個別環境保全資金の融資対象として差し支えない。
- (5) 産業廃棄物処理施設の整備については、自社処理する産業廃棄物処理施設の改修・新設が対象であり、産業廃棄物処理業を営む者の新設又は業務拡張と認められるものは対象としない。
なお、産業廃棄物処理業を営む者の既存施設の改修については、「ばい煙又は粉じん防止施設」、「汚水等処理施設」等における改修として対象とする。

3 審査に当たっての一般的留意点

- (1) 見積書について
申込者が自ら当該工事を施行する場合は、工事に係る相見積を添付するものとする。
- (2) あっせん決定後の金融機関による融資不調を防止するため、申込者が取扱金融機関の内諾を受けよう指導するものとする。
- (3) 融資対象施設の設置・改善等の土地が借地である場合は、所有者の承諾書等を添付させるものとする。

4 融資あっせんの申込期限

- (1) 融資あっせんの申込期限は、令和5年12月22日(金)までとする。
- (2) 融資枠に余裕があるときは、申込期限後も受け付けるものとし、融資枠を充足した時点で打ち切るものとする。

5 審査会の開催等

- (1) あっせん申込みのあったものは、随時、環境共生課において審査会を開催、又は関係機関に意見照会を行い、適否を決定する。
- (2) 審査会には、関係する出先機関の職員の出席を求めることができるものとする。
- (3) 市町村及び融資申込者には、あっせん決定までのおおむねの所要期間を示しておくものとする。

6 その他

融資利率は、原則として同一年度内は変更しないこととするが、金融情勢に大幅な変化が生じた場合は、商工労働部経営金融課の長期資金の金利改正と合わせて、改正を検討する。